

浜松市物品売払いにおける公募型見積合せ執行要領

(目的)

第1条 浜松市（以下「市」という。）が不用になった物品を売払う場合において、公平性、公正性、競争性を図るため、多くの入札参加資格登録業者が見積合せに参加できる公募型見積合せの執行について必要な事項を定める。

(対象となる契約)

第2条 公募型見積合せの対象となる契約は、物品売払いであって、見積合せにより契約を締結しようとするもののうち市長が指定するものとする。

(参加資格)

第3条 公募型見積合せに参加することができる者は、当該年度における市の入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、次に掲げる項目についての資格をその都度定めることができる。

- (1) 資格者名簿に登録がある業種
- (2) 本店または営業所等の所在地
- (3) その他必要と認める項目

(公募型見積合せの掲示等)

第4条 市長は公募型見積合せにより売払契約を締結しようとするときは、物品名、契約方法、見積提出日時、見積提出場所等を記載した文書を契約担当課内に掲示するほか、ホームページへ掲載するものとする。

(見積の無効)

第5条 次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

- (1) 見積事項若しくは価格を表示しないもの又は不明確なもの
- (2) 見積者の記名押印のないもの
- (3) 委任状のない代理人がしたもの
- (4) 2以上の見積者の代理人となって見積したもの
- (5) 同一事項について同一人の名をもって同時に2以上の見積をしたもの
- (6) 見積に際して不正の行為があったと認められるもの
- (7) 特に指定した条件に違反したもの
- (8) その他見積参加者の資格を具備しないもの
- (9) 見積合せの適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者が見積したもの

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

2 前項の規定による見積の無効は、市長が決定する。この場合において見積者はその決定に対して異議を申し立てることができない。

(見積結果の公表)

第6条 市長は、随意契約の相手方を決定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 売払い物品等の名称

(2) 落札者の名称及び契約金額

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の浜松市物品売払いにおける公募型見積合せ執行要領の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。